様式第７号（第１２条関係）

※受理年月日	福岡県 中小振 -8.2.12
※受 理 番 号	第　号
※備　　　考	

意　見　書

令和８年２月６日

福岡県知事　様

大野城市長　堤　かなめ
（環境経済部産業振興課）

令和７年11月４日付け７中小振第457号－11で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス大野城店
福岡県大野城市瓦田五丁目３番１号

２　意　見

１　駐車需要の充足等交通に関する事項
収容台数に変更がないこと及び夜間の駐車台数が昼間に比べ減少すると見込まれる。また、駐車場等の設置については、当初の大規模小売店舗立地法により、道路管理者や交通管理者と十分協議されており、出入り口の変更もないことから、意見なし

２　歩行者の通行の利便確保等
夜間は、歩行者の通行が減少すると見込まれるため、意見なし

３　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし

４　防災・防犯対策への協力
今回の変更届出による「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成１９年２月１日経済産業省告示１６号）」に基づく、意見はないが、以下の点において留意をお願いしたい
・近年、大野城市内では自転車盗が増加傾向となっていることから、貴店においても自転車盗には留意していただき、利用者が短時間の駐輪でも鍵をかけていただくよう注意喚起をお願いする。（自転車へのツーロックを推奨）
・搬入口において、大型トラック等の運転手には安全運転を心がけていただき、出入口付近での急発進は行わず、バック時には誘導者をつけるなどの安全対策をお願いする。

５　騒音の発生に係る事項
環境基本法第16条に定める環境基準を達成するために、騒音規制法第４条に基づく各騒音規制基準を遵守すること。また、同法に基づく特定施設を設置することとなった場合、又は特定建設作業を行う場合に、届出が必要なときは、遺漏なく届出を行うこと。なお、騒音規制法のほか振動規制法に基づく規制基準及び届出についても留意するとともに、周

辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うことに留意すること。

6　廃棄物に係る事項等
意見なし

7　街並みづくり等への配慮等
敷地内の緑化計画について、「大野城市みどりを守り育てる条例」で定める緑化協定を当初（昭和６３年１２月１５日）はらだ産業株式会社と締結していたが、その後所有者の変更により（平成２８年8月２３日）貴店と変更協定締結済みであるため、意見なし

8　設置者が配慮すべき基本的な事項等
意見なし